

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、火光を利用する敷き網漁業について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
火光を利用する敷き網漁業(いかなご及びやりいか)	小樽・余市海域	国土地理院三角点樽川から242度36分33秒468.64メートルの点から332度30分の線と、古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から30度00分の線との間に至る海域。	毎年、4月26日から7月31日まで	53隻以内	総トン数10トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月27日から令和6年9月26日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月26日から令和9年4月25日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月26日から令和7年4月25日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る漁業の許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)集魚灯であって消費電力の総和が6kWを超える設備をしてはならない。 (3)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (4)余市川河口の左岸及び右岸から1,000メートルの点、同点から沖出1,000メートルの区域内においては操業してはならない。
同上	古平・積丹海域	古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から30度00分の線と、神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線との間に至る我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。	同上	84隻以内	同上	同上	同上	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月26日から令和9年4月25日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月26日から令和7年4月25日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る漁業の許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)集魚灯であって消費電力の総和が6kWを超える設備をしてはならない。 (3)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (4)我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。
同上	岩宇海域	神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線と、蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から287度30分の線との間に至る我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。	同上	20隻以内	同上	同上	同上	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月26日から令和9年4月25日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月26日から令和7年4月25日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る漁業の許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)集魚灯であって消費電力の総和が6kWを超える設備をしてはならない。 (3)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (4)我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。
同上	寿都・島牧海域	蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から287度30分の線と、せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線との間に至る我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。	同上	77隻以内	同上	同上	同上	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月26日から令和9年4月25日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月26日から令和7年4月25日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る漁業の許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)集魚灯であって消費電力の総和が6kWを超える設備をしてはならない。 (3)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (4)千走川河口の左岸及び右岸から1,000メートルの点、同点から沖出1,000メートルの区域内においては操業してはならない。 (5)我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。